

オープンソースの「今」を伝える

Open Source Conference 2023 Online/Fall

2023年9月29日(金)-30日(土) 10:00~18:00

オンライン会場 (Zoom & YouTube Live)

『OSSライセンスを正しく理解するための本』

紹介第5回

第4章 OSSを使ったビジネスで気をつけること

2023年9月29日

NEC OSS推進センター・姉崎章博



**OSS License
Checked!**

OSSライセンスを正しく理解するための本

OSS ライセンス

Understand the Open Source
Software License Correctly

を正しく理解 するための本

姉崎章博 



本書では、OSSライセンスを正しく理解するために著作権を主眼点において解説しています。プログラマーは、文字をつつてプログラムという著作物を創作するという点においては、文芸作品を創作する作家と同じように著作権を意識する必要があります。

著作権について理解してから、OSSライセンスについて理解する、そのような段階を踏んで理解することが苦手な人もいるでしょう。そこは少々我慢して、一つひとつ理解を進めましょう。短絡的な表現はわかりやすいかもしれませんが、特定の場合にしか当てはまらない、または、どの場合にも当てはまらない表現であることが少なくありません。そのような表現で「わかったつもり」になってしまっは、間違った前提で理解を進めてしまいがちです。

(序文より抜粋)

著作権が理解できれば、 OSSライセンスも理解できる!

誤解されがちなOSSライセンスを「正しく」理解し、無用なトラブルを避け、OSSを活用するための1冊! OSSライセンスのコンサルティングに長年取り組んでいる著者が丁寧に解説!  C&R研究所

C&R研究所について

C&R研究所は新潟市にある出版社です。ユニークな社風や教育方針は新聞やテレビなどで紹介されたりします。詳細については、次のWebサイトでご覧いただくことができます。

www.c-r.com

また、新潟本社には2代目会社犬「ラッキー」がいます。名刺を持つ正式な社員として広報部に勤務しつつ、セラビードッグとして社内のメンタルヘルスにも貢献しています。



◎会社犬「ラッキー」

<https://www.c-r.com/book/detail/1425> ↓ 訂正情報があります
https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm

筆者紹介

- ◆ NEC OSS推進センター所属・姉崎章博
- ◆ 汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる
- ◆ IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる
 - 「IA-64 Linux on 16-WayサーバAzusA」 Linux Conference 2000 Fall
- ◆ OSSライセンスの解説に取り組む2006～
 - NECグループ内へ累計 100回以上、3千名以上へ集合教育(Web教育を除く)

◆ 2008年 OSSライセンスのコンサルをビジネスに **:100社程に有償対応**

- ◆ OSIの記事、IPA/SOFTICの報告書、コミュニティの講演や大学教授の論文さえ、著作権に基づく、GPLなどのライセンスをそのように扱っていないことに疑問
- ◆ 著作権情報センター(CRIC)第9回著作権・著作隣接権 論文佳作入選
「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」(2013年)

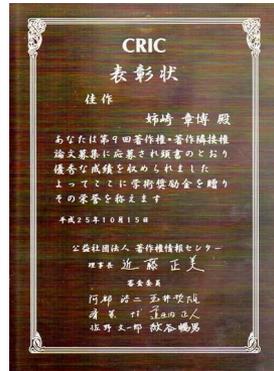
<https://osslicense-ane.com/paper/cric-paper/>

- ◆ 『オープンソースの教科書』
第7章 オープンソースとライセンス の原文執筆(2021年)

<https://c-r.com/book/detail/1416>

- ◆ 『OSSライセンスを正しく理解するための本』(2021年)

<https://c-r.com/book/detail/1425>

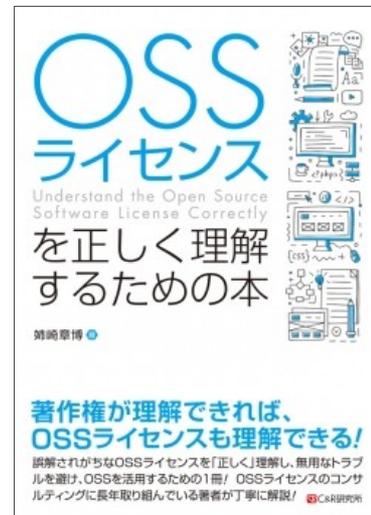


『OSSライセンスを正しく理解するための本』

<https://www.c-r.com/book/detail/1425>

- ◆CHAPTER 01 OSSの基礎
- ◆CHAPTER 02 OSSライセンスの概要
- ◆CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説
- ◆CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること
- ◆CHAPTER 05 トラブル回避のための基本的な施策案
- ◆CHAPTER 06 コンサル事例
- ◆CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係

OSS: Open Source Software



『OSSライセンスを正しく理解するための本』

CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること

20 サービスを提供するビジネスの場合

- サービス提供に伴いOSSを含む端末やプログラムを頒布する場合
- AGPLのOSSを改変してサービス提供に使用している場合

21 研究・教育機関の場合

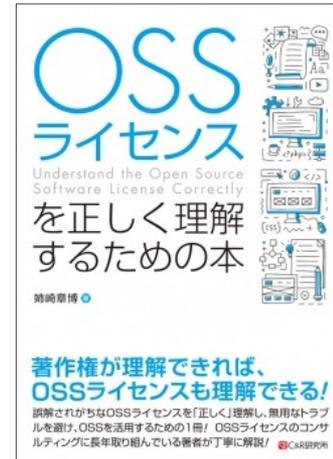
- 研究成果として公開する場合
- 教育活動の延長として顕彰する場合

22 システムを構築するビジネス (Sler) の場合

- システムごとOSSを複製してしまうケース
- 付随する部分でOSSの複製を見落とししてしまったケース
- OSSの「利用」と懸念されるが違う行為

23 組み込み機器のビジネスの場合

- OSSライセンスの条件を満たすよう開発時に利用方針を決める
- アップデートの提供時も条件を満たしているか確認
- 本章の最後に



犯罪とならないようにOSSを使うために、4つの局面を挙げて、それぞれで留意すべきことを挙げてみます

ITサービスを提供するビジネスの場合

多くの場合、著作権の「**使用**」。

- ✓ OSSのライセンスを気にする必要が無い
- ✓ 最も手軽にOSSのメリットを享受できる

➔ 多くのインターネット上の通信販売や検索のサービス事業者が
そのメリットを享受し急成長

ただし、

ITサービス事業なら無条件で使える、というわけではありません

「ビジネスAで使うのはOK、ビジネスBはNG」という判断は誤り

なぜなら…

著作権は産業財産権ではない
ビジネス上の権利というわけではなく、
業/ビジネスの単位で許諾されるものではないから。

つまり、

「OSSをこういう形で使ってビジネスして問題ないですか？」
という質問はポイントがズレています。

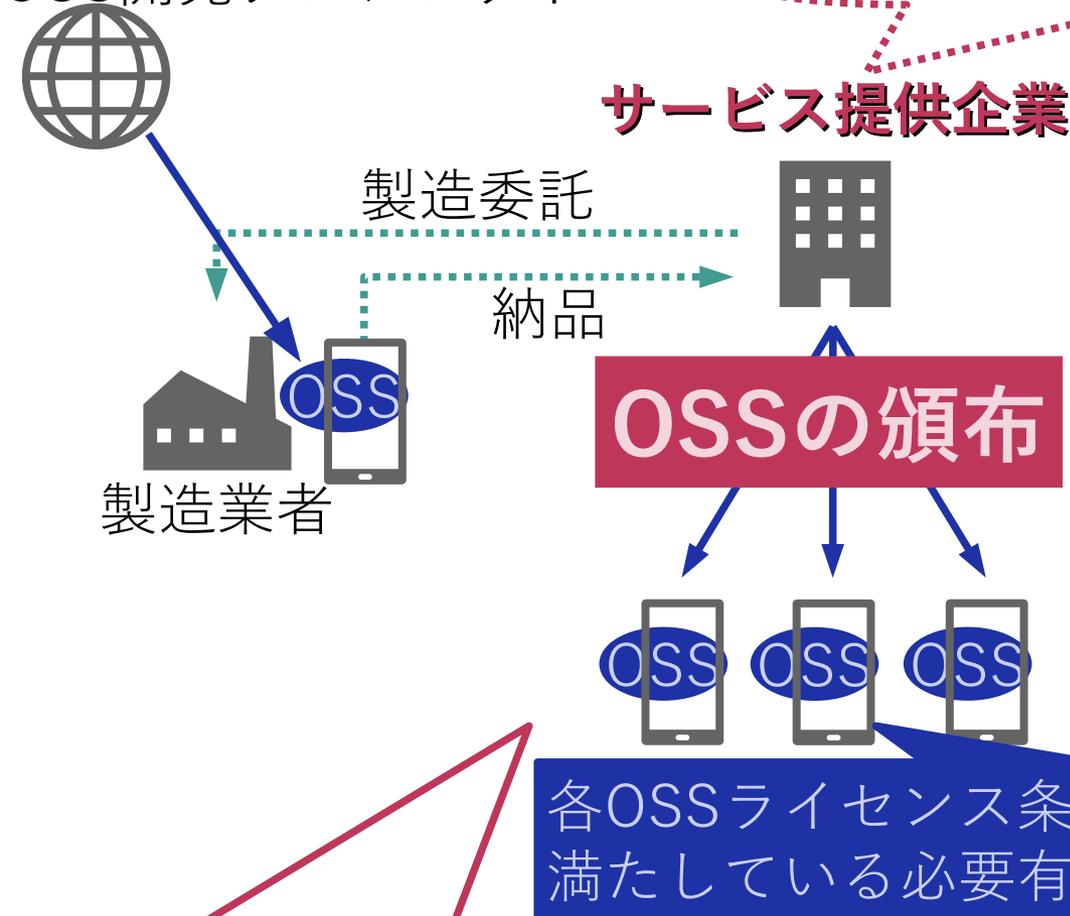
業/ビジネスかどうかにかかわらず、

その行為の中で**OSSの著作権の行使があるか否か**がポイント

⇒サービス事業者が見落としがちな事例を2つ紹介…

事例1. OSSを含む端末などを頒布する場合

OSS開発プロジェクト



サービスを提供するシステム本体は
OSSを使っていたとしても、頒布していない…

：例えば、

- ①インターネット接続サービス
- ②電子書籍書店
- ③TV番組情報サービス
- ④道路交通情報サービス

：頒布端末例

- ①ルータ
- ②ブックリーダー
- ③ビデオレコーダ
- ④カーナビ

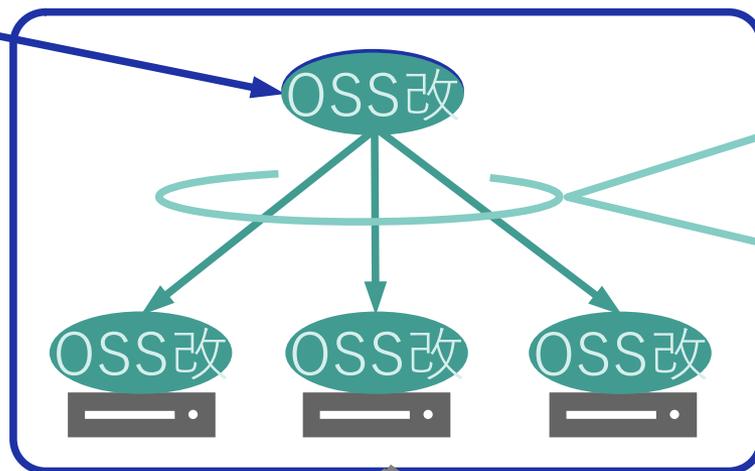
サービス提供のツールとして頒布した
端末は、製造業者が納品した物でも頒布

※本業部分で無いからか、
ないがしろにされがち！？

20-2 事例2. AGPL以外のOSSを改変してサービス提供の場合

複数サーバを持つショッピングサイトの構築で、
AGPL以外のOSSを改変して使っていた場合

OSS



企業内、企業G内での頒布は、GNUを始め、ほとんどのOSS著作者が黙認し私的使用扱いにしていることが多いので、OSSライセンスを気にしなくても済む

PDFの明細書

OSS改で作成した明細書が発行(頒布)されたとしても、OSSを頒布したわけではないので、この行為でOSSライセンスを考慮する必要はない

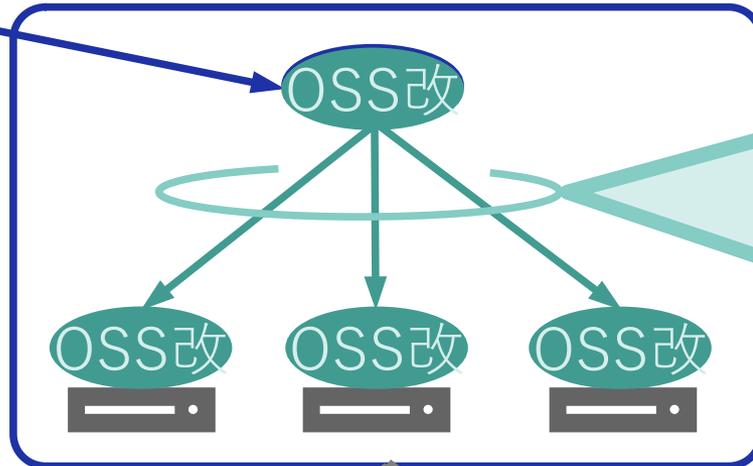


GPLv2の抜け穴^{loophole}と呼ばれる。OSSの改変内容が出てこずただ乗りとの声

20-2 事例2. AGPLのOSSを改変してサービス提供の場合

複数サーバを持つショッピングサイトの構築で、
AGPLのOSSを改変して使っていた場合

OSS



AGPLv3では、この企業内、企業G内での頒布を黙認しない。GPLv3の条件に加えて、インターネット利用者(買い物客)へ改変版のソースコードの提供の機会を与える事が条件。

PDFの明細書

OSS改で作成した明細書が発行(頒布)されたとしても、OSSを頒布したわけではないので、この行為でOSSライセンスを考慮する必要はない

買

単に「改変したら」という条件とされているが、GPL/AGPLのv3では『ある作品の「改変」とは、その作品の全体ないし一部を、**著作権の許可を必要とするようなやり方**で翻案することを意味する』と定義されている。つまり「社内頒布」行為。

ITサービスだから対象外 とはならない

著作権行使していれば対象

特にAGPLはITサービスが対象

ということをお話しました。

ここまでで、何かご質問はありますか？

研究・教育機関の場合

直接ビジネス利用ではないですが、無頓着なケースを見かけます

✓ 手元で調査・研究している限り「使用」であり、

著作権を侵害することはありません

✓ しかし、調査・研究の「使用」活動の延長で、

「利用」することもあります

➔ その場合は、ライセンス条件を気にしなければなりません

事例1：研究成果として公開する場合

研究成果として、プログラムを公開する際に、

OSSも公開していませんか？

OSSを流用してプログラムを開発したり、

プログラムの実行環境として共に公開したり…。

- ✓特許法では、「第六十九条 特許権の効力は、試験又は研究のためにする特許発明の実施には、及ばない」とありますが、著作権法には、相当する条文はありません。
- ✓世間では「知的財産権」と丸めて語られることが多いですが、一緒くたにしては、犯罪を行ってしまうリスクがあります。

21-1 「BSDライセンス」の古いウィキペディアの説明

『「無保証」であることの明記と著作権表示だけを再頒布の条件とするライセンス規定。』とありましたが、

✗ 肝心のライセンス条文本文の添付の条件が抜けています。

➡ 「BSDライセンスは著作権表示さえすれば、何をしてもよいライセンスである」と記載してしまった研究機関までありました。

✓ ライセンス文が添付されていなければ、OSIのOSD第7条に違反しますから、「オープンソース」と呼ぶことさえできないものになってしまいます。

教育活動の延長として顕彰する場合

「著作権啓蒙と教育は、まず、教育者から」

『月刊コピーライト』 2013年10月号にこんな記事(概略)がありました。

- 文学館設立記念に祖父の代表作の漫画化・配布を許諾した。
- 半年後、定価で販売し、同じものをWebで公開の旨の説明を受けた。
- 顕彰のために尽力してあげている、という意識なのか元教育長の文学館館長の説明は得々としていた。
- **著作権を侵害しているという自覚がないまま使い続けて、さもよいことをしているように威張っているのが苦々しい。** 利用申請の手続きを伝えた。
- 申請がなく確認すると「快諾していただいたので、あとはどう使ってもかまわないでしょう」と居丈高な電話があった。
- 今回の件は、著作権法上の教育での使用ではなく、単なる著作物の利用に当たり、出版と公衆送信の許諾が必要であることを説明すると、1カ月ほどして使用申請があった。

営利でなければ問題ないだろう、と思っている人が多いのでは？

教育関係者は著作権に無頓着！？

教育図書や教育現場では、「必要と認められる限度において」教材や試験問題に他人の著作物を掲載し学生に複製・頒布する行為は、「**著作権の制限**」の1つとして認められているから！？

このおかげで無断複製が日常茶飯事だったからか…

著作権法

第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書(省略)に掲載することができる。

第三十五条 学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。

第三十六条 公表された著作物については、入学試験その他の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信(省略)を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

研究が対象外の規定は著作権法には無い
教育関係者は著作権の制限を享受してい
たため、意外に意識が低いかもしれない

ということをお話しました。

ここまでで、何かご質問はありますか？

22 システムを構築するビジネス（Sler）の場合

- ◆OSSを使用したシステム構築（SI）の行為自体は、一般的には、著作物の「使用」でしかありません
 - ◆OSSライセンスを気にせず活用することができます
 - ◆ただし、「活用しているのはシステム構築を依頼したユーザー企業」との認識で活用する必要があります
- ➔ お客様の著作物を構築しているのであって、Slerの著作物の複製をお客様に提供しているのではない立場。
- ✓SIのすべてがOSSの「使用」にあたるわけではありません
 - ✓付随行為でも著作権行使があれば、OSSの「利用」になります
- そんな3つの事例をご紹介します。

事例1：構築システムの横展開

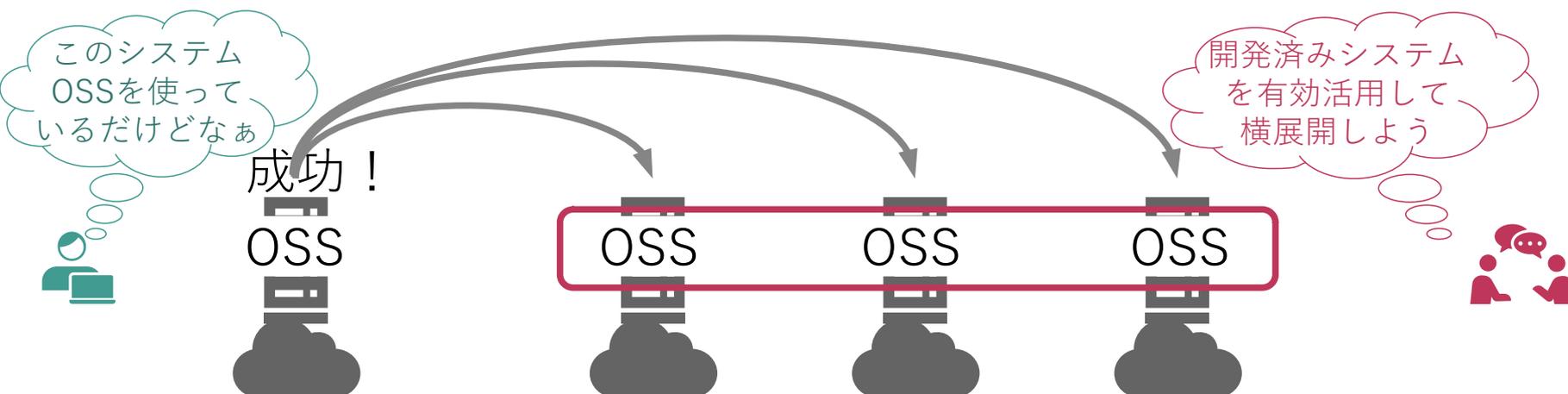
◆成功事例を別ユーザに横展開

➔システムに含まれるOSSの複製権の行使

✓汎用化する必要が無い場合は、開発部隊が関係しない可能性

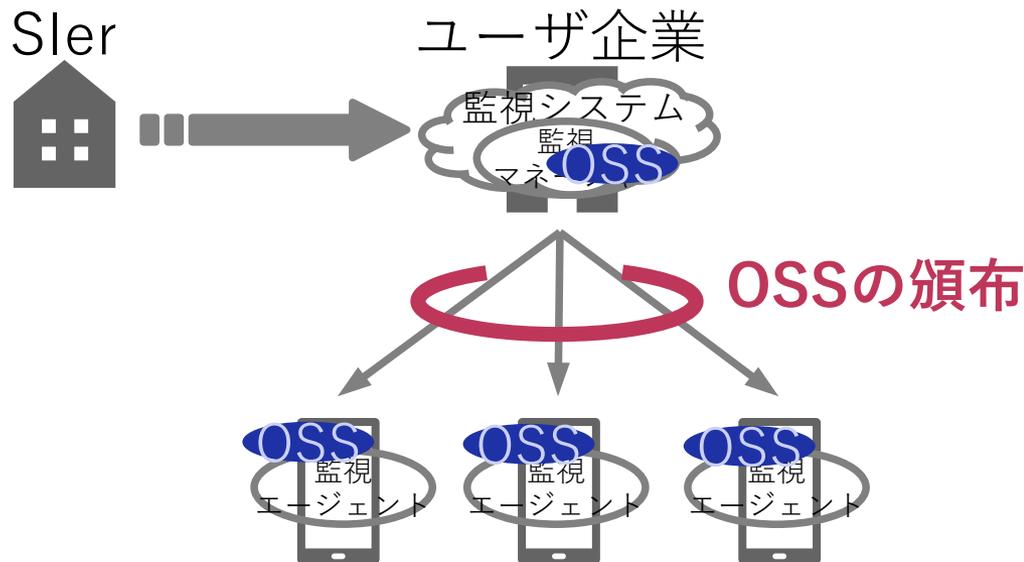
✓開発部隊はOSSの利用を認識していても、横展開する部隊が別部隊かもしれない。

➤OSSライセンスを満たさずに横展開して、著作権侵害してしまう可能性に注意。



22-2 事例2：監視エージェントを端末に組み込む監視システムの構築

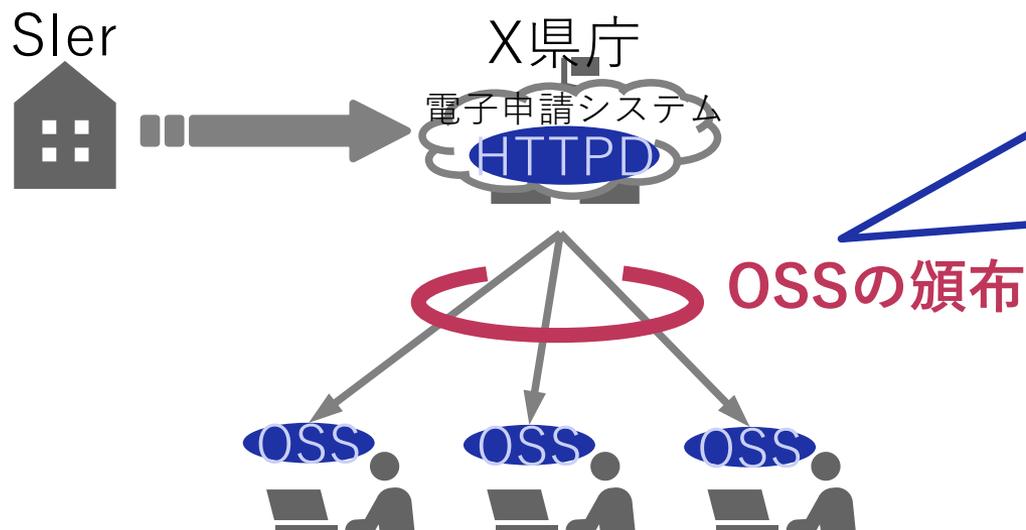
- ◆通信キャリアであるユーザー企業が販売する携帯端末の状況を把握する監視システムを受注したSler
 - ◆監視マネージャとしての監視システムを納品する一方、
 - ◆端末製造企業に監視エージェントを組み込んでもらう
 - ◆監視エージェントにOSSが使われた場合、OSSの頒布。
- ➔OSSのライセンス条件を満たさないと、著作権侵害。



22-3 事例3：アクセスプログラムをダウンロードさせるシステム構築

- ◆電子申請システムの構築をX県庁から受注
 - ◆ApacheのHTTPD上にJavaアプリケーションでシステムを構築
 - ◆県民はOSSを含む端末プログラムをダウンロードし、
 - ◆それを起動して県庁の電子申請システムにアクセスする仕様
- ➔ 端末プログラムのダウンロードは、OSSの頒布。

OSSのライセンス条件を満たさないと、著作権侵害。



たとえ官庁推奨の無料のプログラムであっても、自身のシステム構築が他人の権利を侵害することにならないか、確認してから使いましょう

SIは一般的には、著作物の「使用」だが

システム(含OSS)の横展開は「利用」

端末やアプリ(含OSS)の配布は「利用」

ということをお話しました。

ここまでで、何かご質問はありますか？

組み込み機器のビジネスの場合

◆ソフトウェアが組み込まれたハードウェア機器

▶ スマホなどの通信機器、ルーターなどのネットワーク機器、工業用ロボットなどのFA機器、自動車などの運輸機器、プリンタなどのOA機器、洗濯機などの白物家電など

◆ 他人のプログラムを無断で流用しソフトウェア開発した場合、出荷した製品は著作権侵害

➔ 第2章で紹介*した、各OSSのライセンスで指定された再頒布の条件を出荷前に満たす必要があります *:OSC2023 Online/Nagoya

✓ OSSライセンス条件を満たし、OSSを上手に活用するために注意すべきことを挙げます

23-1 条件を満たすよう開発時に利用方針を決める

- ◆著作権を行使する製品販売をする場合、
OSSライセンスの条件を満たす形で出荷しましょう
 - ▶第2章で紹介した4つのタイプ分けを利用して、
開発する製品では、どのようなライセンス条件を満たす必要
があるのか大まかに把握した上で開発設計しましょう
- つまり
- ✓「どのタイプまで使用するならば、どの程度の条件を満たす作業
が必要となるか」
 - ✓逆に「製品としてどの作業まで許容できるので、どのライセンス
タイプのOSSまで利用可能とするのか」の目処を付けます

23-1 利用OSSのタイプ別対処作業の概要と利用方針案

レベル	利用OSSタイプ	主な対処作業概要
①	BSDタイプのみ	ドキュメントに必要な記載をすれば対処できる
②	+MPLタイプ	①+OSS自身のソース開示をすれば対処できる
③	+LGPLタイプ	②+結合著作物となるオブジェクトの提供とリバーエンジニアリングを許可していれば対処できる
④	+GPLタイプ	①+結合著作物全体のソース開示をすれば対処できる

◆利用方針案

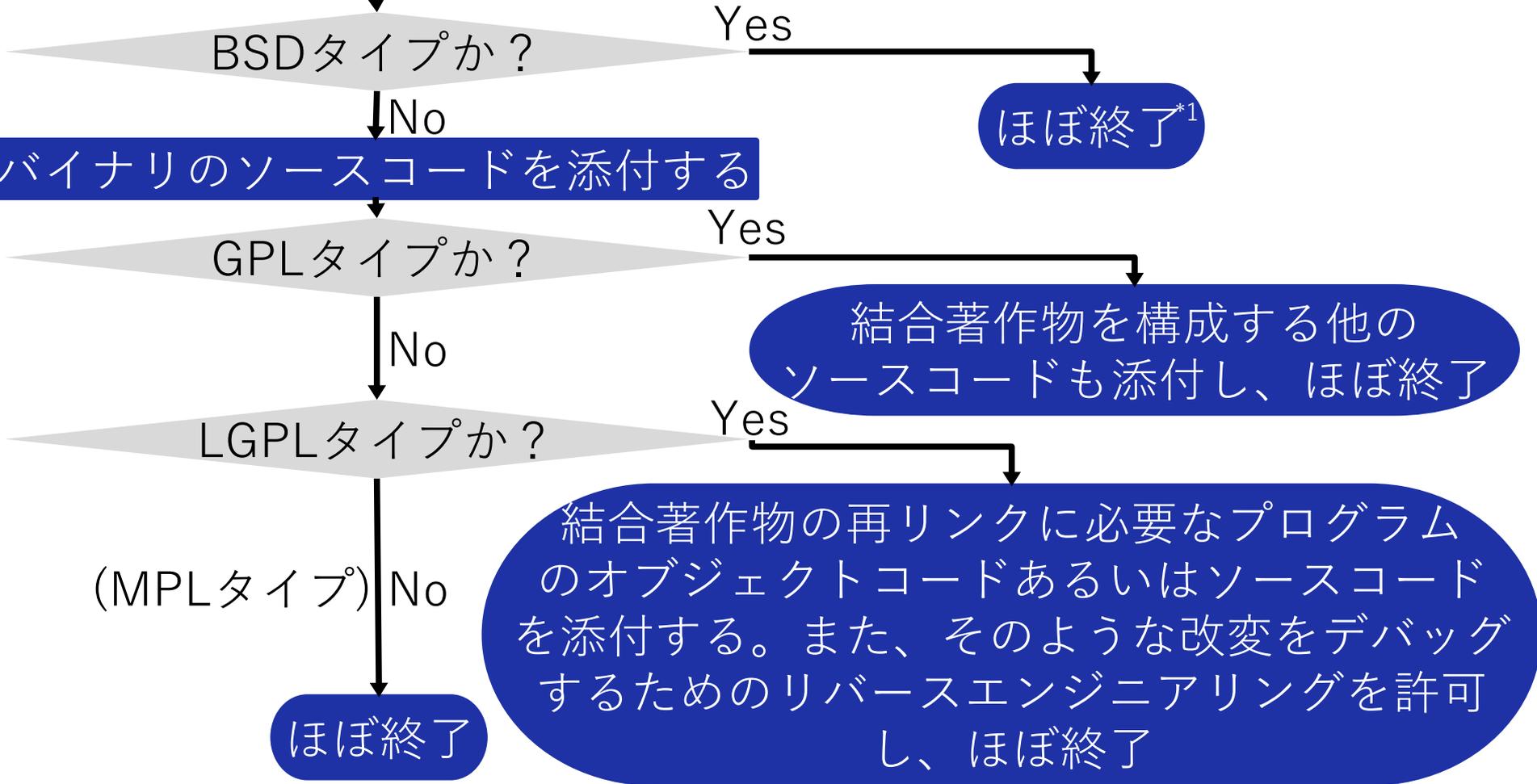
- a) OSSのソース開示も伴わないレベル①まで
- b) 開発物件のソース開示を伴わないレベル③まで
- c) 開発物件のリバーエンジニアリングも許容できないならレベル②まで
- d) OSSの利用制限を設けずGPLまで対処するレベル④まで
- e) カーネル空間はレベル④まで、アプリ空間はレベル③まで

23-1 逆に含まれるOSSライセンスのタイプ分けで必要な対策

OSSライセンスの条件を満たす

著作権表示、ライセンス条文本体、
免責を見えるように(コピー)する

*1: 「ほぼ終了」とは、タイプ分けの主な条件は満たしているが、個々のライセンスですべての条件を満たしているとは限らないため、このような表現にしている。



すべてのソースコードを添付すれば…

- ◆ 自社開発プログラムを含む、すべてのソースコードを添付すれば、大抵の場合のOSSライセンスの条件を満たすことができます

(両立性の問題を除く)

(また、余計なことをしなければ、ですが)

しかし、

- ◆ ソースコードの開示範囲を小さくとろうとするならば、製品内のどの結合著作物のプログラムが、どのタイプに当たるのか、結合著作物の単位での見極めと、タイプ分類を見極めましょう

23-2 アップデートの提供時も条件を満たしているか確認

- ◆ 製品のプログラムのアップデートをWebサイトなどで提供することは一般的によく行われています
- アップデートの公開もまた、OSSの再頒布
- ✓ 製品出荷の際、前項で各OSSライセンスの条件を満たし、ソースの添付または提供する旨の文書を添付済であったとしても、アップデートに含まれるOSSの再頒布の条件を満たしているわけではありません
- ✓ 製品出荷時には気をつけていることでも、アップデート提供時には気をつけていないことが多いかもしれない

OSS組込み機器販売は一般に「利用」

ソース開示の最小化は細かい対応が必要

updateの公開も再頒布「利用」

ということをお話しました。

ここまでで、何かご質問はありますか？

本章の最後に

本章では、読者の方が、「自分がどの局面に当たるのか」

を気づきやすくするために、いくつか事例を挙げました。

もちろん、すべての事例を網羅しているわけではありません。

決して、

「自分に対応する事例がないから、

自分のケースで気をつけることはない」

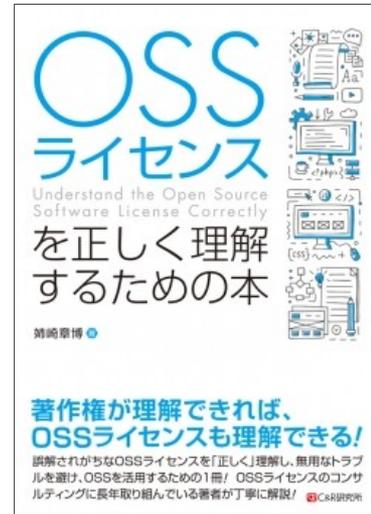
と考えてはいけません。

図を使った詳しい説明は、書籍をご覧ください

『OSSライセンスを正しく理解するための本』

<https://www.c-r.com/book/detail/1425>

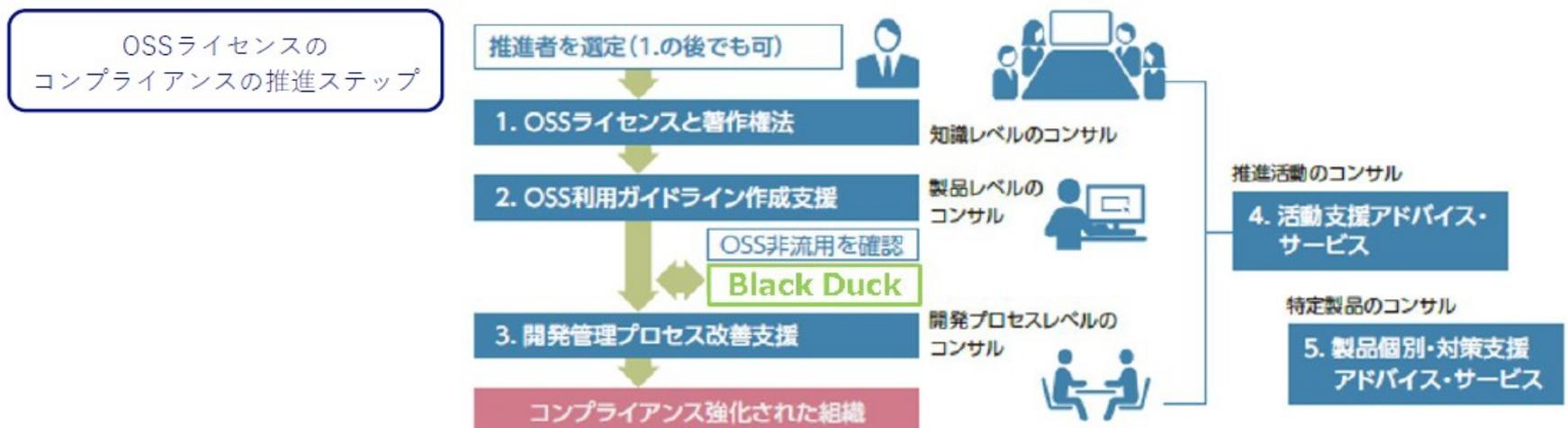
- ◆CHAPTER 01 OSSの基礎
- ◆CHAPTER 02 OSSライセンスの概要
- ◆CHAPTER 03 OSSライセンスの都市伝説
- ◆CHAPTER 04 OSSを使ったビジネスで気をつけること
- ◆CHAPTER 05 トラブル回避のための基本的な施策案
- ◆CHAPTER 06 コンサル事例
- ◆CHAPTER 07 著作権法とNEC創立の関係



OSSライセンスコンサルティング

<https://jpn.nec.com/oss/osslc/>

1.	OSSライセンスと著作権法講義	「なんとなくしか知らなかったGPLが目から鱗」と好評な著作権法からOSSライセンスをお話しする講義です
2.	OSS利用ガイドライン作成支援	実製品で利用OSSを例に、OSSライセンスの正しい理解・解釈の仕方及び対策のガイドラインの作成をご支援します
3.	開発管理プロセス改善支援	開発または品質管理システムにチェックポイントを組み込み、統制の取れた開発管理・品質管理標準の改善をご支援します
4.	活動支援アドバイス・サービス	御社の特定のOSSライセンス・コンプライアンス活動に対して、年間を通じて、アドバイスをご支援するサービスです
5.	製品個別・対策支援アドバイス・サービス	御社の特定の製品に対して、目視あるいはツールを利用した結果、認識されたOSSライセンス違反に対して、アドバイスを提供します



まずは、**無料セミナー：オンライン**をご利用ください
a-anezaki@nec.com まで、ご相談ください

- ◆ タイトル：OSSライセンスと著作権法のポイント
～正しいOSSライセンスの理解の仕方～
- ◆ 時間：1.5時間 – 1時間超のセミナー、サービス紹介と質疑応答
(1-2名から数十名でも可)
- ◆ 講師：NEC OSS推進センター 姉崎 章博
- ◆ スライド概要
テキスト：<https://jpn.nec.com/oss/osslic/doc/PointOfOSSlicenseAndCopyrightLaw.pdf>
 - フリーソフトウェアとOSSの概史
 - OSSライセンスはどんな条件が書かれているのか
 - OSSライセンスの位置づけ
 - OSSライセンスとソフトウェアライセンス(ex.EULA)との違い
 - 2009年12月、14社がGPL違反で提訴された
 - GPLv2 第3条の読み方
 - GPLは契約ではないならば、何か？
- ◆ 無料の理由：**企業・コミュニティ・弁護士問わず、都市伝説を語る人が多いため。**
一度聞いてもらわないと、有償の価値をわかってもらいにくいいため。

以上、

となりますが、

何かご質問はありますでしょうか？

\Orchestrating a brighter world

NECは、安全・安心・公平・効率という社会価値を創造し、
誰もが人間性を十分に発揮できる持続可能な社会の実現を目指します。

\Orchestrating a brighter world

NEC